

役員報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人竜の子財団（以下「本財団」という。）定款第13条及び第30条の規定に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年6月2日法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年6月2日法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤役員とは、原則週3日以上出勤する者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (5) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する旅費（交通費、宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 常勤役員には、職務の執行の対価として、報酬を支払うことができる。

- 2 非常勤役員及び評議員には、理事会又は評議員会（以下「会議」という。）への出席に係る対価として、報酬を支払うことができる。

(報酬の額)

第4条 常勤役員の報酬の額は、役員俸給表（別表）に基づき支給する。なお、賞与は支給しない。

当面の間役員俸給表（別表）の13号俸の金額とする。

- 2 非常勤役員及び評議員への会議出席に係る報酬の額は、一人一律1回当たり30,947円とする。
- 3 理事及び監事に対して、各人の各年度の総額が5,000,000円を超えない範囲で報酬を支給する。

(報酬の支給日)

第5条 常勤役員の報酬は、その月の月額的全額を毎月27日に支給する。ただし、支給定日が休日に当たるときは、その前営業日とする。

2 非常勤役員及び評議員への会議出席に係る報酬は、会議の開催日に支給する。

(報酬の支給方法)

第6条 報酬は、本人の指定する本人名義の金融機関口座（郵便口座は除く）に振り込むこととする。ただし、本人が申し出た場合は通貨をもって本人に支給することができる。

2 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額等を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により計算した金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(費用)

第8条 本財団は、役員等が次の職務の執行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支給することができる。また前払いを要するものについては前もって支給することができる。

- (1) 会議に出席したとき
- (2) 奨学金贈呈式や奨学生交流会に出席したとき
- (3) 前各号に掲げる他、職務遂行上必要なとき

2 旅費の支給額については、鉄道・船舶・航空機・自動車その他の運賃及び宿泊費で実費額を基にした通常必要であると認められる額とする。

3 常勤役員に対しては、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(規程の改正)

第10条 この規程を改正する場合には、評議員会において評議員の3分の2以上の議決をもって行うものとする。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

- この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- この規程の一部を変更し、2025年6月18日から施行する。

(別表) 役員俸給表 (単位: 円)

号俸	月額	号俸	月額	号俸	月額
1	100,000	12	270,000	23	380,000
2	120,000	13	280,000	24	390,000
3	140,000	14	290,000	25	400,000
4	160,000	15	300,000	26	410,000
5	170,000	16	310,000	27	420,000
6	200,000	17	320,000	28	430,000
7	220,000	18	330,000	29	440,000
8	230,000	19	340,000	30	450,000
9	240,000	20	350,000	31	460,000
10	250,000	21	360,000	32	470,000
11	260,000	22	370,000	33	480,000